



山都町役場

YAMATO-CHO YAKUBA

資料2

山都町地域公共交通会議資料

-----議事事項-----

(1) 山都町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

令和6年8月21日

1. 山都町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

改正理由

- 令和6年4月に「地域公共交通会議に関する国土交通省の考え方について」が改正され、自家用有償旅客運送の導入に関する協議の開始から2ヶ月を経過してもなお結論に至らない場合には、市町村長又は都道府県知事の判断で導入の可否を決定することが可能となった。
→首長判断の導入
- また、会議の議事録や議事資料及び設置要綱について、町のホームページ上で公開することが原則となったため、個人情報保護の観点から必要な改正を行うもの。

新旧対照表

改正案	現行
山都町地域公共交通会議設置要綱	山都町地域公共交通会議設置要綱
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)
(交通会議の運営) 第4条 交通会議に会長をおき、会長は町長又は町長の指名する者とする。 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。 3 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。 4 交通会議は、全委員の過半数の出席をもって成立する。 5 交通会議の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。なお、委員毎に1の議決権を有する。 6 5の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自旅第161号)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされる事項については、交通会議の議決があったものとする。 7 交通会議は原則として公開する。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。 8 会長は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。 9 交通会議の庶務は、山都町企画政策課において処理する。 10 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。	(交通会議の運営) 第4条 交通会議に会長をおき、会長は町長又は町長の指名する者とする。 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。 3 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。 4 交通会議は、全委員の過半数の出席をもって成立する。 5 交通会議の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。なお、委員毎に1の議決権を有する。 <u>(新設)</u> <u>6</u> 交通会議は原則として公開する。 _____ <u>7</u> 会長は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。 <u>8</u> 交通会議の庶務は、山都町企画政策課において処理する。 <u>9</u> 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。
(守秘義務) 第5条 交通会議の委員は、個人情報その他の業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。	<u>(新設)</u>

(運賃料金部会) 第 6 条	(運賃料金部会) 第 <u>5</u> 条
(協議結果の取扱い) 第 7 条	(協議結果の取扱い) 第 <u>6</u> 条
(その他) 第 8 条	(その他) 第 <u>7</u> 条
(附則) この要綱は、令和 6 年 8 月 2 1 日から施行する。	

○地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方（新旧）
 【別紙】地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン（抜粋）

新

旧

に、目的意識を共有し、「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」（平成26年11月20日国土交通省、総務省告示第1号）七に掲げる事項を十分に理解して会議に参画することが必要である。

5. 地域公共交通会議における協議

（1）地域公共交通会議において協議を調える方法

地域公共交通会議の協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスにも配慮し委員の選任を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成をめざして、（3）の検討プロセスに基づき（ただし、地域のニーズに対応した交通手段の確保のために、地域公共交通会議がこれによらない協議を行う旨決議した場合を除く。）、十分議論を尽くして行うものとする。議決については、円滑な運営を確保するため、あらかじめ地域公共交通会議の設置要綱に議決に係る方法を定めるものとする。

議決に係る方法は、必ずしも全会一致を意味するものではなく、多数決など地域公共交通会議の設置要綱に定められた議決方法により決することにより、協議が調ったものとする。

協議が調った場合には、施行規則第5 1条の3第4号に規定する書類を申請者（届出者）に対し交付するものとする。

（2）地域公共交通会議において既に調った協議事項の見直し方法

法第79条の12第1項第4号に規定する関係者間における協議については、その行う自家用有償旅客運送に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難でなくなったこと又は地域において必要な旅客輸送を確保するため必要でなくなるに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。この場合において、当該自家用有償旅客運送者に業務改善又は弁明の機会を付与するなど、可能な限り手続き上の透明性に配慮するものとする。

（3）地域公共交通会議における検討プロセス

① 地域公共交通会議の主宰者たる市町村長又は都道府県知事その他の構成員が、地域の公共交通に関する基本的な考え方等を踏まえ、地域の移動ニ

に、目的意識を共有し、「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」（平成26年11月20日国土交通省、総務省告示第1号）七に掲げる事項を十分に理解して会議に参画することが必要である。

5. 地域公共交通会議における協議

（1）地域公共交通会議において協議を調える方法

地域公共交通会議の協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスにも配慮し委員の選任を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成をめざして、（4）の検討プロセスに基づき（ただし、地域のニーズに対応した交通手段の確保のために、地域公共交通会議がこれによらない協議を行う旨決議した場合を除く。）、十分議論を尽くして行うものとする。議決については、円滑な運営を確保するため、あらかじめ地域公共交通会議の設置要綱に議決に係る方法を定めるものとする。

議決に係る方法は、必ずしも全会一致を意味するものではなく、多数決など地域公共交通会議の設置要綱に定められた議決方法により決することにより、協議が調ったものとする。

協議が調った場合には、施行規則第5 1条の3第4号に規定する書類を申請者（届出者）に対し交付するものとする。

（2）地域公共交通会議において既に調った協議事項の見直し方法

法第79条の12第1項第4号に規定する関係者間における協議については、その行う自家用有償旅客運送に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難でなくなったこと又は地域において必要な旅客輸送を確保するため必要でなくなるに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。この場合において、当該自家用有償旅客運送者に業務改善又は弁明の機会を付与するなど、可能な限り手続き上の透明性に配慮するものとする。

（3）地域公共交通会議における検討プロセス

地域公共交通会議において、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）を適切な役割分担により円滑に導入するために、以下の検討プロセ

一ズに対応した交通サービスがどうあるべきか主体的に検討し、自家用有償旅客運送の導入の意向をもった上で、当該導入について提案した場合には、地域公共交通会議において、以下の検討プロセスにより、協議を行うものとする。

（イ）自家用有償旅客運送の導入に関する提案についての協議

地域公共交通会議の主宰者たる市町村長又は都道府県知事その他の構成員による自家用有償旅客運送の導入に関する提案の内容について協議することとする。この場合、乗合タクシー等の地域の交通事業者による運送サービスの提供の可否についても、当該提案があった日から最長２ヶ月間程度の協議を重ねることとし、自家用有償旅客運送又は地域の交通事業者による運送サービスのいずれかについて、実施するとの結論に至った場合は、これをもって地域公共交通会議における協議が調ったものとみなし、それ以降の手續については、下記（ハ）～（ヘ）によることとする。

（ロ）協議で結論に至らなかった場合の市町村長又は都道府県知事による判断

２ヶ月の期間内に上記①（イ）のような結論に至らなかった場合には、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事が、設置要綱の規定に基づき、協議内容を尊重しつつ、自らの責任において、自家用有償旅客運送の導入の可否について最終的な判断を行えることとし、自家用有償旅客運送を実施するとの判断がなされた場合には、自家用有償旅客運送を実施することについて協議が調ったものとみなし、それ以降の手續については、下記（ハ）～（ヘ）によることとする。

（ハ）自家用有償旅客運送の実施内容についての協議

自家用有償旅客運送の実施内容（種別、運送主体、運行内容（路線又は区域）、利用者から収受する対価、実施時期等）について協議するものとする。（なお、これらの事項については、上記①（イ）に規定する「最長２ヶ月間程度の協議」の中で協議することとし、この協議におい

スにより、協議を行うものとする。

① 地域の移動ニーズに対応した交通の導入に関する提案

地域の移動ニーズに対応した交通の導入に関し、具体的な提案（運行内容（路線又は区域）、運賃及び料金、実施時期が定められているもの。）を２ヶ月以内に提出するよう、地域公共交通会議から地域の交通事業者に対して求めることとする。

なお、期限内に具体的な提案がない場合は、地域の移動ニーズに対応した交通に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であることについて、会議等の協議が調ったものとみなし、③の協議を行うものとする。

② 提案内容に関する協議

①又は⑤の提案について、地域の移動ニーズへの対応の観点から、地域公共交通会議に対して提案があった日から最長４ヶ月間の協議を行うものとし、実施するとの協議結果となった場合は、これをもって地域公共交通会議における協議が調ったものとみなす。

なお、４ヶ月間の期間内に実施するとの協議結果に至らなかった場合は、地域の移動ニーズに対応した交通に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であることについて、会議等の協議が調ったものとみなし、③の協議を行うものとする。

③ 自家用有償旅客運送についての協議

地域の移動ニーズに対応した自家用有償旅客運送（種別、運送主体、運行内容（路線又は区域）、利用者から収受する対価、実施時期等）について協議するものとする。

て結論が出ず、上記①（ロ）に規定する「市町村長又は都道府県知事の判断」がなされる場合には、当該判断の対象に含めることを原則とする。）

（二）自家用有償旅客運送の交通事業者に対する運行委託に関する協議

上記（ハ）で協議した自家用有償旅客運送について、交通事業者への運行委託による実施を協議し、委託可能との協議結果に至らなかった場合は、市町村又は特定非営利活動法人等による実施について、協議を行うこととする。（なお、運行委託による実施の可否等については、上記（イ）に規定する「最長２ヶ月間程度の協議」の中で協議することとし、この協議において結論が出ず、上記（ロ）に規定する「市町村長又は都道府県知事の判断」がなされる場合には、当該判断の対象に含めることを原則とする。）

（ホ）更新登録における検討プロセスによる協議

現に実施されている自家用有償旅客運送に対して、提案者から、交通事業者による困難性が認められないとの意見を付した上で、具体的な提案を行う場合、提案者は現に実施されている自家用有償旅客運送の有効期間の満了日の４ヶ月前までに地域公共交通会議に提案を行い、上記（イ）～（二）に基づき検討を行うものとする。

この場合、地域の移動ニーズに対応した交通手段の安定的な確保の観点から、当該提案により提供される輸送サービスの持続性を踏まえ、自家用有償旅客運送の更新登録を行うことを含め、慎重に検討を行うものとする。

（ヘ）検討プロセスの運用

上記の検討プロセスの運用については、地域公共交通会議の設置要綱において、検討プロセスに基づく協議結果は地域公共交通会議において議決されたものとする旨を、あらかじめ定めるものとする。

ただし、現に行われている協議の状況や段階等を踏まえ、検討プロセスに基づく協議結果は地域公共交通会議で議決されたものとする旨を、

④ 自家用有償旅客運送の交通事業者に対する運行委託に関する協議

③で協議した自家用有償旅客運送について、交通事業者への運行委託による実施を協議し、委託可能との協議結果に至らなかった場合は、市町村又は特定非営利活動法人等による実施について、協議を行うこととする。

⑤ 更新登録における検討プロセスによる協議

現に実施されている自家用有償旅客運送に対して、提案者から、交通事業者による困難性が認められないとの意見を付した上で、具体的な提案を行う場合、提案者は現に実施されている自家用有償旅客運送の有効期間の満了日の４ヶ月前までに地域公共交通会議に提案を行い、②～④に基づき検討を行うものとする。

この場合、地域の移動ニーズに対応した交通手段の安定的な確保の観点から、当該提案により提供される輸送サービスの持続性を踏まえ、自家用有償旅客運送の更新登録を行うことを含め、慎重に検討を行うものとする。

⑥ 検討プロセスの運用

上記の検討プロセスの運用については、地域公共交通会議の設置要綱において、検討プロセスに基づく協議結果は地域公共交通会議において議決されたものとする旨を、あらかじめ定めるものとする。

ただし、現に行われている協議の状況や段階等を踏まえ、検討プロセスに基づく協議結果は地域公共交通会議で議決されたものとする旨を、あら

あらかじめ、議決することも可能とする。

② 地域公共交通会議の主宰者たる市町村長又は都道府県知事において、地域の移動ニーズに対応した交通サービスの提供に向けた検討が必要であると考えているものの、市町村長又は都道府県知事その他の構成員が、具体的な交通サービスの在り方に係る意向を示していない場合においては、以下のプロセスによることとすることも可能である。

(イ) 地域の移動ニーズに対応した交通の導入に関する提案

地域の移動ニーズに対応した交通の導入に関し、具体的な提案（運行内容（路線又は区域）、運賃及び料金、実施時期が定められているもの。）を2ヶ月以内に提出するよう、地域公共交通会議から地域の交通事業者に対して求めることとする。

なお、期限内に具体的な提案がない場合は、地域の移動ニーズに対応した交通に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であることについて、会議等の協議が調ったものとみなし、上記①（ハ）の協議を行うものとし、以降の手続は、上記①（二）～（ヘ）を準用することとする。

(ロ) 提案内容に関する協議

（イ）の具体的な提案について、地域の移動ニーズへの対応の観点から、地域公共交通会議に対して提案があった日から4ヶ月間の協議を行うものとし、実施するとの協議結果となった場合は、これをもって地域公共交通会議における協議が調ったものとみなす。

なお、4ヶ月間の期間内に実施するとの協議結果に至らなかった場合は、地域の移動ニーズに対応した交通に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であることについて、会議等の協議が調ったものとみなし、上記①（ハ）の協議を行うものとし、以降の手続は、上記①（二）～（ヘ）を準用することとする。

6. 会議等地域公共交通会議において定められた自家用有償旅客運送に関する独

かじめ、議決することも可能とする。

6. 会議等地域公共交通会議において定められた自家用有償旅客運送に関する独

（設置）

第1条 山都町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（構成）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 当町において事業を営む一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 当町において事業を営む一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 当町において事業を営む一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (5) 第2号、第3号又は第4号の事業者で組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 住民代表者（各地区の区長代表）
- (7) 熊本運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者若しくは運転者の代表として活動している者又はその指名する者
- (9) 道路管理者、警察署、学識経験者その他交通会議が必要と認める者

（交通会議の運営）

第4条 交通会議に会長をおき、会長は町長又は町長の指名する者とする。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は、全委員の過半数の出席をもって成立する。

5 交通会議の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。なお、委員毎に1の議決権を有する。

6 5の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基

づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされる事項については、交通会議の議決があったものとする。

- 7 交通会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 8 会長は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。
- 9 交通会議の庶務は、山都町企画政策課において処理する。
- 10 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(山都町地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

山都町役場 企画政策課

連絡先：TEL 0967-72-1214

FAX 0967-72-1080

担当：企画係 地域交通担当者

(守秘義務)

第5条 交通会議の委員は、個人情報その他の業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(運賃料金部会)

第6条 交通会議は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会をおく。

- 2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 地域の実情に応じた旅客輸送に係る運賃等に関する事項
 - (2) その他運賃料金部会が必要と認める事項
- 3 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 町長又はその指名する者
 - (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
 - (3) 熊本運輸支局長又はその指名する者
 - (4) 住民代表者（各地区の区長代表）
- 4 運賃料金部会に部会長をおき、前項第1号の者を充てる。
- 5 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。
- 6 部会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代表する。
- 7 運賃料金部会の議事は、原則として全会一致をもって決めるものとする。ただし、意見が分かれた時は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 8 運賃料金部会は原則として公開とする。
- 9 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに交通会議会長に報告するものとする。
- 10 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

（協議結果の取扱い）

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月21日から施行する。